

区画街路第3号線のにぎわい創出及び
区画街路第4号線の事業認可変更説明会開催結果について

1 区画街路第3号線のにぎわい創出

(1) 概要

本路線は、平成29年2月に事業認可を取得し、現在、約9割の用地取得が完了している。このたび、西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業の事業期間変更（予定）を受け、本路線で取得済みの事業用地について、交通広場整備に着手するまでの間、地域のにぎわい創出に資する暫定広場として整備する。

(2) 事業用地の暫定整備

本路線の交通広場は、現在の鉄道用地を含めた計画となっており、連続立体交差事業の完了後に交通広場の整備に着手する予定である。連続立体交差事業の事業期間が令和16年3月末となる予定であることから、交通広場整備に着手するまでの間、取得済みの本路線の事業用地の一部を地域のにぎわい創出に資する暫定広場として整備するものである。なお、交通広場計画地内に存する区道については、今後、暫定広場として活用できるように、道路管理者、交通管理者と協議を進めていく。

また、交通広場西側の哲学堂通りの狭い歩道を解消するため、事業用地の一部を歩行空間として解放する。

(3) 暫定広場のにぎわい創出

整備後の暫定広場は、人が集う空間として開放するほか、キッチンカーの出店や産業振興課と連携してトレーラーハウスを活用したイベント等の実施を想定している。

(4) 今後の予定

令和8年上半期 暫定広場の設計

下半期 暫定広場の整備

令和8年度末 暫定広場利用開始

※一部、解体予定の箇所については、更地化後整備を行う

(5) 整備イメージ等

別紙のとおり

2 区画街路第4号線の事業認可変更説明会開催結果

(1) 概要

本路線は平成29年8月に事業認可を受け用地取得を進めてきたが、用地取得の状況や西武新宿線（中井駅～野方駅間）連続立体交差事業の進捗状況を踏まえ、事業期間、事業費の変更手続きを進めているところである。については、沿道権利者及び周辺住民へ周知を図るため説明会を開催したので結果を報告する。

(2) 主な説明内容

- ・区画街路第4号線の計画概要
- ・事業認可変更の内容（概要及び理由）
- ・今後の事業の進め方（用地取得の進め方、スケジュール）

(3) 説明会の開催結果

- ・令和8年1月30日（金）午後7時～ 参加人数33名
 - ・令和8年1月31日（土）午後2時～ 参加人数35名
- ※両日とも沼袋区民活動センターにて開催

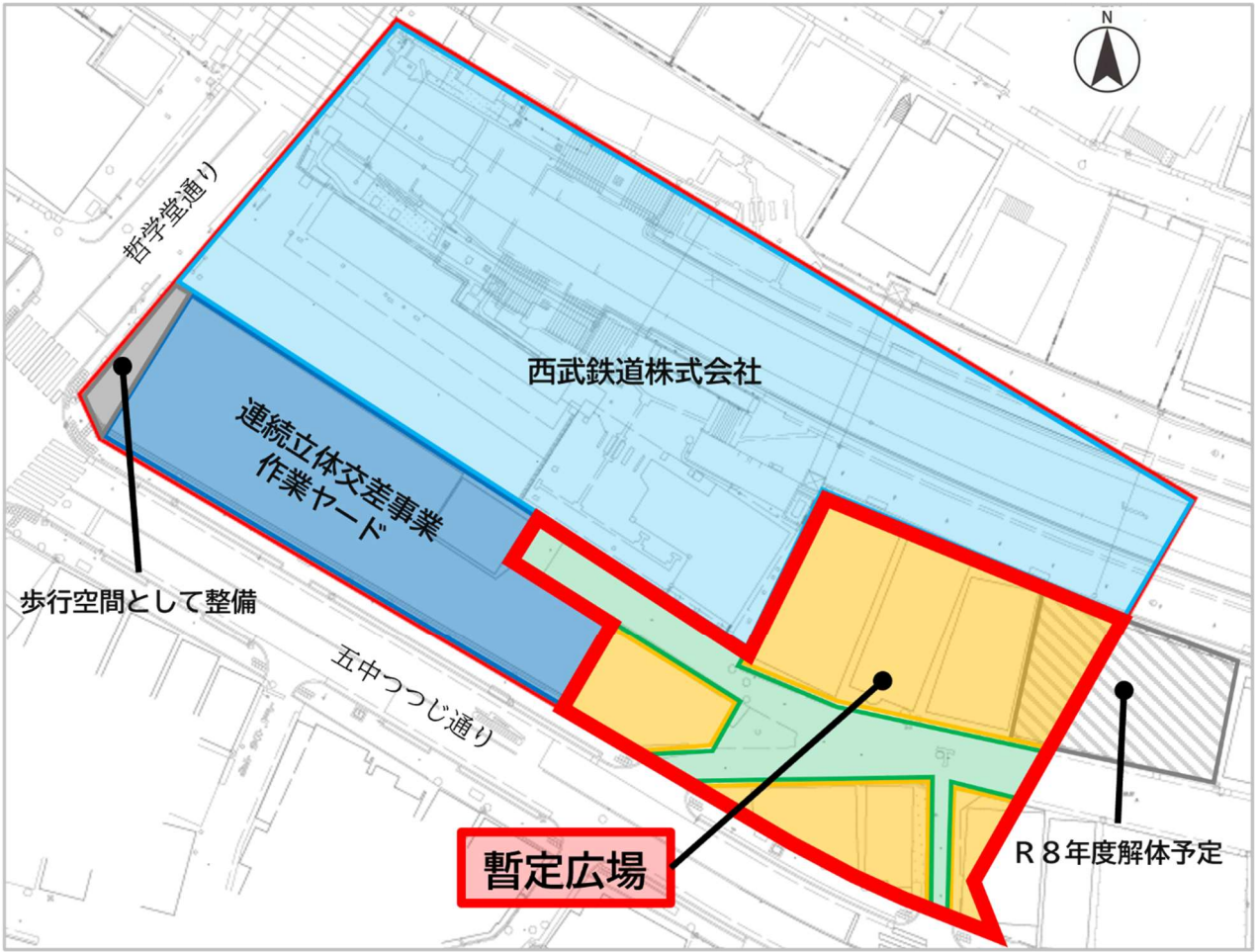
(4) 主な質問・意見及び区の回答

| 質問・意見 | 区の回答 |
|--|---|
| 4号線事業延伸について、当初計画からなぜ大幅に遅れ、完成が10年も先になるのか。 | 当初の想定通りに用地取得が進まなかったことが反省点である。権利者には早期協力者と営業継続希望者が混在しており、区の配慮が不足していた。今後の目標として、北側区間は令和10年度、南側区間は令和13年度までに用地取得を100%完了させ、令和18年度末までの全体完成を目指す。 |
| 「あと5年で用地取得」という目標が現実的とは思えない。5年後、また10年延びるのではないか。 | 既にほとんどの地権者と交渉を開始しており、事業当初とは状況が異なる。今後も鋭意誠実に対応していく。 |
| 用地買収に関して、強制執行が行われる可能性はあるのか。 | 残り年数を理由に直ちに収用をかけることはない。区としては任意買収を目指す。事業の進行がとまるようなやむを得ない場合、収用法の適用も考える。 |
| 以前から、西武鉄道や都の担当者の説明会の参加を求めてきたがどうなったか。 | 西武鉄道株式会社に対し、説明会への参加について相談を行ってきた。今回は、西武鉄道株式会社と調整した結果、資料提供という形での対応となった。今後、進捗報告会等が開催される場合には、引き続き |

| | |
|--|--|
| | き説明会への参加を要請していく。 |
| 商店街に設置されている既存の街路灯は、無電柱化工事においてどのような扱いになるのか。 | 既存の街路灯は無電柱化工事に伴い、建て替えることになる。今後、建替えの際には、街路灯の取り扱いについて、関係者の皆様と調整させて頂きたいと考えている。 |
| 店舗前での掘削工事期間や、その際の顧客の出入り確保、安全対策（誘導員の配置など）の手順について具体的に知りたい。 | 工事の際は、基本的には店舗の出入口は確保するよう努力する。ただし、特殊部（コンクリートボックス）を設置する際など、工事内容によっては一時的に出入りが困難になる可能性がある。 ※工事は、可能な限り営業時間外に実施するなど、営業への影響を最小限に抑えるよう配慮する。 |
| 下り坂での自転車や電動キックボード等に対する安全対策を求める。 | 完成後は、歩道と車道が明確に分離されることにより、安全性の向上が図られる。また、自転車については、警察において車道走行を原則とする取締りの強化が進められている。完成前の暫定期間についても、関係部署と連携し、安全対策を検討していく。 |
| 完成時には、坂の途中で休息できる場所の設置を検討してほしい。 | 今後の詳細設計で休息所の設置が可能か検討する。 |

【区画街路第3号線】
<平面図>

別紙



<整備イメージ>



UR都市機構提供

八幡通り（大和町）でのイベントの様子